平成２２年（フ）第７７１号
静岡県浜松市南区古川町305番地
債務者　竹下　直江
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２号
静岡県磐田市天龍1141番地７
債務者　柴田　　浩
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８号
静岡県浜松市浜北区小林1301番地の１　プリマベーラⅡ201
債務者　村松　由規
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
静岡県浜松市東区上西町1235番地　コナビック上西１－Ｅ、前住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1352番地　ネオステージ東浜松弐番館1303号
債務者　平野　友也
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２号
栃木県河内郡上三川町大字多功1931番地３
債務者　永井　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５８２号
横浜市戸塚区戸塚町3457番地１　サンシティグリーンハイツ103号
債務者　藤谷連河こと　金　　連河
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５２号
横浜市青葉区荏田西１丁目15番地21　グレース壱番館203
債務者　黒澤　眞澄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４４号
愛知県碧南市志貴町３丁目115番地　加藤荘102号、従前の住所愛知県碧南市西山町５丁目51番地　タウンシエナＢ棟102号
債務者　佐々　昌夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３号
島根県大田市久利町行恒１番地８
債務者　長谷　　諭
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第９１０号
岡山市中区㮈70番地２　ヴィラフローレルＢ―101
債務者　中村　麻世
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８４号
栃木県栃木市川原田町1599番地８、住民票上の住所栃木県栃木市都賀町大橋171番地
債務者　伊東トヨ子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２７号
栃木県宇都宮市平松本町348番地２　カーサ伊藤Ａ202
債務者　古澤　直紀
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７２号
栃木県那須塩原市新南31番地32　ルーラルＣ―101号、前住所栃木県那須塩原市末広町65番地８　パルネット末広Ｂ―203号
債務者　一本釣こと　大澤　　篤
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３号
栃木県日光市瀬川1304番地15、前住所栃木県日光市瀬尾413番地23
債務者　杉山　和美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係